明清時代「歇家」考

――訴訟との關わりを中心に――

太田出

問題の所在
一　官箴書・地方志に見える歇家――訟師・胥吏・衙役との關わり――
二　歇家による身元保證と身柄管理――都市に出向いてきた者を如何に捉えるか――
三　歇家と管押――收監と保釋のあいだ――
四　結　語

問題の所在

本稿は明清時代の文獻史料にしばしば登場する「歇家（けつか）」――飯店・飯歇・歇店・保歇などともいう――について主に訴訟との關わりから初歩的な考察を加えようとするものである。歇家とは旅館（宿屋）ないし旅館主を意味し、農村の人々が訴訟や納稅のために遠方から都市に出向いた際に投宿した場所であった。しかも歇家は役所の手續きに熟知し、時に訴訟・納稅手續きの代行や様々な便宜・情報を提供した。訴訟からみれば日本の江戸時代の公事宿に相當すること、滋賀秀三氏が夙に指摘するとおりである［滋賀一九八七］。

歇家＝旅館・旅館主の存在は社會經濟史・法制史分野で取り上げられてきた。宋代では「安停人」「停保人」「保識人」「茶食人」がこれにあたるとされる。渡邊紘良氏は宋代の訴訟手續きを檢討した中で在地の事情に通じかつ官衙に繋がり

をもった者、すなわち國家の末端支配を補完しうる存在としての安停人・停保人に論及する。彼らを「居停人」＝倉庫業・旅館業・問屋を兼ねる邸店經營者に比定し、農村の人々が訴訟を起こすか否かが彼らの判斷に委ねられたこと、彼らの役割が明淸時代の歇家に類似することを指摘した［渡邊一九八四／九～一二頁］。一方、明版『淸明集』に散見する茶食人に注目したのが高橋芳郎氏である。氏は彼らが當時の訴訟關係史料に登場する保識人や、渡邊氏の安停人・停保人と同一の實體をもった者であるとし、訴訟關係者を呼出しがあるまで待機させ身元保證したこと、訴えの內容を事前にチェックする場合があったことを明らかにした［高橋一九九一］。

明淸時代の歇家については滋賀秀三、金弘吉、夫馬進、アルー、マコーレー、趙曉華[1]、岸本美緒ら諸氏が言及する。滋賀氏は臺灣の淡新檔案の書式を分析し、「呈（訴狀）」に歇家の名を記さねばならぬこと、それが縣城で投宿する宿屋であったことを紹介した［滋賀一九八七／二五六頁］。初の本格的な罷市研究を行った金氏は、罷市における保歇の役割に注目、保歇・訟師・棍徒を非特權有力戶、すなわち地域の裏の有力者として檢討の必要性を提起した［金一九九二／四二～四六頁］。夫馬氏は明淸時代の訟師と訴訟制度を檢討した中で、歇家についても官箴書・省例等から史料を收集しつつ、①官廳の呼出しに備えて原告・被告は歇家に宿を取ることが望まれたこと、②歇家は官廳に委託され被告を拘留し、判決を受けた被告の保釋保證人ともなったこと、③歇家は訴訟手續きや官廳內の事情を知らぬ宿泊者にアドバイスと情報を與えたこと、④歇家は訟師の活動據點や上控の取次先となったことを指摘し、最も明確な歇家像を提示した［夫馬一九九三／四四九～四五〇頁］。さらにマコーレー氏は歇家（inns）の主人或いはそこに出入りする訟師（pettifogger）が胥吏・差役との接觸の機會、縣衙門スタッフへの特別の請願の可能性を訴訟當事者に提供したという［Macauley一九九八／一二五～一二七頁］。近年、岸本美緒氏は「訴訟手續きや稅務の知識を持たない一般庶民にとって、歇家は國家權力の荒々しい觸手との間の緩衝機構として必須のものであったが、歇家がそうした媒介機能を私的營業化してそこから利益を吸い取るのも當然の勢いであった」と歇家の性格を適確に表現した［岸本二〇〇二／一七三頁］。その他、納稅面から西村元照、山本英史、

谷口規矩雄氏が歇家を分析している［西村一九七六、山本一九七七、谷口二〇〇三］。

先行研究を概観すると、訴訟に關わって登場する歇家の具體像は次第に明確な輪郭をもって描かれつつあることがわかる。しかし專論は未だ皆無であり、訴訟システムの解明をめざす中でいわば副產物的に觸れられてきたにすぎない。これは纏まった史料の缺如に由來するのであろうが、法制史分野の研究の進展で訴訟システムの全體像が明確になりつつある現在、歇家を再檢討・再整理する必要があるように思われる。そこで本稿では、まず明淸時代の歇家それ自體の性格、すなわち旅館主としての歇家は一體如何なる人物であったかという問題を檢討してみたい。その際に比較對象となるのが、これまで俎上に乘せられてきた訟師・胥吏・衙役など訴訟の周邊に在る人々である。歇家が彼らと如何なる關係を有していたかを明らかにすることは、訴訟システムにおける歇家の位置を檢討する手がかりとなろう。さらに官府が裁判を順調に進めるために訴訟關係者の身柄を如何に掌握・管理しようとしたか、歇家との關係から分析したい。そして最後に歇家に期待された訴訟關係者の身柄管理＝管押が收監と保釋のあいだに在って當時の司法官からどのように認識されていたかについて考えてみたいと思う。

一　官箴書・地方志に見える歇家――訟師・胥吏・衙役との關わり――

本章では、訴訟に關わって登場する歇家＝旅館主の實像を中心に檢討し、あわせて原告・被告など訴訟關係者が訟師・胥吏・衙役にたどりつくまでの過程を考えてみたい。先行研究で指摘されてきたように、紛爭が發生し諸方面からの和解・調停の努力にもかかわらず、原告が滿足できず裁判で爭おうとすれば、原告は被告が居住する州縣に提出する訴狀（告狀）を作成せねばならなかった。(2) たとえ原告に訴狀を書く能力が無くとも、訴訟プロとしての訟師の他、胥吏・風水先生・村塾の教師・幕僚・出版業從事者など下級識字層に代作してもらうことができた。彼らは都市部のみならず鎭・市・集など農村部にも居住し、讀み書きのできぬ人々のために訴狀・契約・遺書・手紙などを代作して生活していた［唐

澤一九九八、中島二〇〇五］。故に原告は彼らをたずねて依頼すればよかったのであり――親族や友人から紹介してもらったのであろう――、彼らも手頃な料金で請負ったと思われる。親族・友人を除けば、彼らは原告にとって最も身近な距離に位置する訴狀代作者であったに相違ない。もし首尾良く訴狀を書いてもらえたならば、原告はそれを持って縣城へと赴き、放告の日に官廳に訴狀を提出すればよかった。ただし清代には提出に先だって訴狀を官代書[3]に持ち込んでチェックし戳記を押印してもらう必要があった。そして知縣から裁判案件として受理する批准が得られれば、ようやく審理が開始されることとなる。

では原告・被告は訴狀受理の後どこで呼出しを待ち、どのように訟師と接觸したか。被告や干連（證人）の所在は如何に確認され、身柄は確保されたか。在城の者は人命・強盜など身柄拘束を必要とする刑事案件でなく戶婚田土など民事案件であれば、自宅で呼出しを待てばよかったであろう。しかし農村部、とりわけ縣城から遠距離の農村に居住する場合、任意に取調べができるように公廷のある縣衙門に可能なかぎり近いところで待つことが要求されたのは想像に難くない。ここに旅館としての歇家が重要な意味を有することになる。

具體的に史料を擧げて檢討してみる。たとえば趙曉華氏[4]が紹介した光緒『桐鄉縣志』巻二、疆域下、風俗には「［浙江省嘉興府桐鄉縣］縣內の惡習には幾つかある。一つは訟師で皆な縣城內にいる。原告・被告は直接に公廷に赴かず必ず訟師に身を投ずる。名づけて歇家と曰う。證人が出頭するか否かは、票傳（身柄拘束命令）を奉ずれども、原差（擔當差役）ではどうしようもなく、惟だ訟師の言に從うだけである。……甚しきに至っては原告・被告が訴訟を息めたいと欲しても訟師は允さない。官府がすでに結審しても訟師は諦めない。往々にして判決を受けて釋放された人があっても、訟師が原差とグルになって私押するのは、賄賂が欲望を滿たせなかったからである」[5]とある。ここにいう歇家はあたかも原告・被告が訟師に身を投ずる行爲をさすかのようである。しかし本來、歇家＝旅館（主）であるから、かような認識は原告・被告が公廷に赴く以前に訟師と接觸しようとした場合、その場が歇家だったことに由來するのであろう。原告・被告が自ら

の意思で歇家を訪れて訟師の指南を受けようとし、實際に訟師の意のままに操られていることが批判されている。特に官府の指定した歇家に投宿するわけでなく、訴訟關係者が任意に選擇し、必要であれば訟師との出會いの機會が提供されたかのようである。

さらに夫馬氏が檢討した『湖南省例成案』刑律訴訟、卷十、教唆詞訟、嚴查歇家息訟安民には「凡ての鄉民はたまたま官に赴いて訴訟するような事件があれば、或いは近くは府・州・縣城で、或いは遠くは省城にまで至って、必ず歇家を藉って停足の地とする。……訪聞(6)して知り得たところでは、不法の徒が外は寄寓に名を借りて、實は詞狀を包攬し、自身が積慣訟師でなければ訟師とグルになって互いに助けあっている」と記されており、一連の訴訟の中で都市へと出向いてきた訴訟關係者は歇家に宿泊せざるを得ぬうえ、時として歇家の主人自身が旅館主にとどまらず「積慣訟師」であったことを窺わせている。

また黄六鴻『福惠全書』卷十一、刑名、詞訟、設便民房は次のように記載する。「鄉人（農民）は訴訟のために縣城に入ると必ず歇家に身を投ずる。歇家は官司を包攬する人でなければ、騙して官司させて錢を賺こうと希圖する人である。〔黄六〕鴻は着任した時、公事で出入するたびに縣衙門前に甚だ多くの酒肆・飯館が建ち並び、饌餚が豐かに列べられ、樽榼が横陳びになっているのを見て、この地の人が飲食に贅澤しているのではないかと意った。そこで詳細に訪べると、勢力のある鄉紳・生員が營業しているものであった。凡ての鄉人（農民）の訴訟に來た者は、原告・被告を問わず俱な必ずここに宿をとる。內外の關廂は鄉紳・生員の意に忤るのを懼れて、竟に留止めようとする者は無い。鄉人（農民）はここに舍るほか、また他に宿泊する所も無いのでここに居停する。一切の衙門關係の事を料理するのは「紀綱之僕」(7)である。求情（請願）・囑託（依頼）に至っては、又た皆な（歇家の）主人の稼ぎ口となっている。故に鄉人（農民）も亦た憑依ってみな一緒に身を投じてここに宿ることになる」。まず黄六鴻は歇家の主人の事を「官司を包攬する人でなければ、騙して官司させて錢を賺ごうと希圖する人」であると述べる。前半は狹義の「包攬詞訟」と同じく胥吏・差役との交涉を

意味したと考えられ、訟師に對してしばしば用いられた常套句である。つまり歇家自らが訴訟アドバイスを行っているとみなされていたのである。『湖南省例成案』の記事も考えあわせれば、歇家も時として「訟師」のラベルを貼り附けられる範疇に屬する者であったといってよいかもしれない。實際に彼らは本業の旅館業からしても或る程度の識字層であったろうし、縣衙門前に立地していれば胥吏・衙役らとの交渉能力も有していてもおかしくない。

なお黄六鴻は自らの目撃譚[8]を根據にあたかも訴訟に來た農民がすべて縣衙門前の酒肆・飯館に宿泊したかのように語っている。しかしたとえ原告・被告など訴訟關係者が呼出しに備えて縣城に宿泊することが求められようとも、常識的に考えて酒肆・飯館レヴェルの〝贅澤〟な歇家にすべての農民が泊まったとは到底考えにくい。これは黄六鴻の限られた見聞・經驗から語られたにすぎず、かかる豪奢な歇家を利用し、賄賂を贈って求情・囑託を行いえたのは一定程度の富裕層にすぎなかったとみる方が自然であろう。

續いて江西省と山東省（登州府萊陽縣）の事例を檢討してみる。凌燾『西江視臬紀事』卷四、條教には「私は江西按察使に着任して久しく民情を知悉している。不逞の「訟棍」は小事を大事とし、無を有といい、さらに何を信用すべきか難しくしている。そこで證據の無いものは輕々しく詞狀を受理しなかったので、訴訟を請負い唆している「訟棍」も技の施しようが無かった。すると遂に一種の慇（うれ）うべき死を畏れぬ歇店が出現し、訟師を養い、訴狀を出す人を窺って、財産の多い者があれば請託するといって賄賂を求め、告狀の提出を代理したり、告狀が受理される仕事を請け負ったりしている。甚だしい場合には文書を僞造し、狀榜に貼りつけて、無知の人々を愚弄し、銀を騙し取って僅かの間に仲間で山分けにする。これまことに魑魅魍魎のようでありながら白晝堂々と行っているのである。私はしらべ捕まえ嚴しく處罰してきたが、しかしなお訟棍の涂才・李周升・藍少林、歇店の劉旭萬が南康縣の武生王佐才から銀兩を騙し取ったという事件があった[9]」とあって、江西按察使は「訟棍」と歇店（歇家）とが極めて密接に結びついていたことを指摘している。ここで糾彈された歇店の一連の訴訟サービスは、すべて夫馬・唐澤兩氏の研究に訟師の所業として紹介されているものばかりである。

また最後に擧げられた「訟棍」涂才・李周升・藍少林と歇店劉旭萬との間に實際にどの程度の役割上の差異があったかは判然としないが、文脈からすれば先に「訟棍」と歇店という個別のカテゴリーありきに考えるより、むしろ訴訟に關わって許容できぬ詐欺行爲があり、そこで詐欺行爲と判斷された訴訟サービスの舞臺となった旅館の主人を歇店、その他の者を「訟棍」と呼んだと考えた方がよいのではないだろうか。歇店は表向き旅館業という禁止できぬ職業を標榜していたから、「白晝堂々」と店内で訴訟アドバイスを行いえたのである。かかる點からすれば、歇家は訴訟アドバイザー・訴狀作成サーヴィス業者のいわば〝隱れ蓑〟にすぎなかったともいえよう。

さらに莊綸裔『廬鄉公牘』巻二、「示諭嚴禁飯店包攬訟事條告文」には「〔山東省〕萊陽縣は訴訟が多く民情は刁健で、裁判が息まないので民の生活も不安である。本縣が理由を推し量るに、〔これらは〕皆な「訟棍」が〔訴訟を〕包攬・教唆し、又た城廂の「飯店（歇家）」を據點としているからである。「飯店」とは「訟棍」が巣窟とし、胥吏が策謀をめぐらし弊害を惹き起こす場所である。本縣が訪聞したところでは、該縣で飯店を開設した者は、概ね護符に仗り(10)、その中に廣く「訟棍」を集め、財物を騙しとるなど惡として作さぬことは無い。甚だしきに至っては訴訟費用を立替え拂いし食事代を水增しするなど、次第に金額を上げていき、そこから利益を貪るため、被害を受けた者は家を傾け財產を使い果たし債務を償えず、實に吾民の無窮の害と爲っている。……城内には毎に一種の士農工商に屬さぬ者があり、日々縣衙門前の「飯店」に出入りしたり住宿したりして訴訟を包攬し密かに怪しい行動を採っている。……たとえば「訟棍」邢錦堂が「飯店」〔の主人〕邢桂廷を、財產を騙し取ったとして訴えた一案がある。邢桂廷は固より不法の者であり、邢錦堂も亦たかつて城内で「飯店」を營んでしばしば健訟し、均に安分の徒でなかった。邢桂廷が竟に倒產した同義號の戳記を借りて、空の期票（小切手）を出し、自ら寫き込み用いて、詐欺行爲を企んでいるのは明らかである。……この外、城内關廂内外の「飯店」が訴訟に關わる事は數え切れぬほどである。〔これらを〕逐一密かに取調べて懲罰を加える外、亟かに示諭して嚴禁する。該縣の軍民人等は知悉せよ。爾等は知るべきである、「飯店」の經營は本もと交易に關わるのであって止だ旅客

を接待するにすぎない。どうして游棍・訟師を留めてその中に盤踞させ、訴訟をでっち上げ教唆させるのか」とあり、萊陽縣の城内・關廂の「飯店（歇家）」には「訟棍」自らが經營したり、訟師に出入り・盤踞させ、訴訟に關わって都市に出向いてきた者から訴訟費用の水増しなど様々な手段を用いて多額の金銭を奪い取ろうとする場合があったことが記されている。これは取締る官府の論理の下に書かれているため、當然にすべての飯店（歇家）に一般化することには注意を要するが、それにしても城内・關廂、特に縣衙門前歇家は都市に出向いてくる訴訟關係者を主な宿泊客とし、それに應じたサービスの一種として訴訟費用を立替えたり、訴狀代作・訴訟アドバイスなどのサービスを提供したものと思われる。後半に登場する邢錦堂・邢桂廷は飯店を經營しているか經營していた經驗を有しており、とりわけ邢錦堂が「訟棍」と呼ばれる理由は、かつて城内で飯店を經營し、盛んに訴訟（健訟）させていたことに在ったのであり、「訟棍」が飯店を經營していたというよりは、飯店を經營しながらも宿泊客の訴訟に許容範圍以上に關わったからこそ、旅館主自身が「訟棍」と呼ばれるに至ったと考えられる。

では歇家と訟師との間には如何なる區別があったか。確かになるほど旅館を所有・經營しているか否かを除けば、訟師と歇家との區別は極めて曖昧であった。歇家の主人が官府の許容範圍を超える訴訟アドバイスをすれば、「あの歇家は訟師が經營している」「あの歇家には訟師が盤踞している」と批判されたであろうし、逆にすでに官府から「訟棍」「積慣訟師」或いは「著名訟師」のラベルを貼られた者が歇家を經營する場合もあったろう。敢えて訟師と歇家を區別するとすれば、旅館業を營んでいるか否か、ないしはさきの文言の後半の如く裁判を長期化させることで、宿泊費・食事代など本來の旅館業務で利益を得ようとするだけの者も存在した――これとて官府から見れば「教唆」しているといえるかもしれないが――、つまり旅館業を營むのみで自身で訴狀を代作したり訴訟に關わったりする能力を有さぬ者も存在した――「訟師」ではなく「訟棍」というべきであろう――にすぎぬのではないだろうか。日本のように非公認＝公事師、公認＝公事宿といった圖式は存在せず[11]、訟師であれ歇家であれ訴訟に關與することは基本的に否定されていた。

これまで歇家と訟師の關わりを檢討した。しかし訴狀代作・訴訟アドバイスなどの提供という觀點からすれば、縣衙門で訴訟に携わった胥吏・衙役との關係も檢討する必要があろう。明・佘健吾『治譜』巻四、詞訟門には「狡猾で凶暴な地方には多くの保歇があって詐り欺き、私かに訴訟關係者に向かい「打點衙門（訴訟當事者に代わり承行胥吏・差役と案件の處理を交渉する）できる、相公（知縣）の判決に手心を加えさせられる」と云って銀若干を袋に詰めさせ、判決が下った後にこれを受け取る。凡ての事の善惡には必ずや勝負が有って、負家（敗訴者）の原銀が勝家（勝訴者）に還されてもこれらの輩に騙し奪られてしまう。かかる行爲はどこにでも多くある。四川・雲南・貴州では「順風旗」と謂い、河南・江南・湖廣では「撞太歲」と謂い、北直隸では近日「撞木鐘」と謂う。故にかような保歇は明示して嚴禁すべきである。もし衙役が保歇をすれば官府にとって最も不便であり、地方官は時々人を差して密かに訪べ、或いは時々審理中の訴訟關係者に問いただすべきである」[12]とあり、保歇（歇家）が「打點衙門」「關通相公掌稿」など訟師に常套句として用いられる訴訟アドバイス・サービスを行い金銭を騙し取っていることが批判されるほか、特に衙役が保歇（歇家）にあたることが禁じられており、これは逆にかかる例がしばしば見られ弊害を生じていたことを示唆しよう。官府は衙門内部の諸事情に通じた衙役が許容範圍以上に訴訟に關與するのを警戒したのである。なお歇家と同義の名詞として「保歇」の語が用いられているが、それは訴訟關係者の逃亡を恐れて在城の居住場所から保證をとり呼出し・身元保證の便とする「保」と、農村に居住する訴訟關係者に入城させ食事・住宿の提供を意味する「歇」とが熟した言葉であろう[13]。また「順風旗」など名稱は違えども、保歇が各地で訴訟アドバイスを行って金品・禮金を得ていたことは間違いない。

『西江政要』巻十では、衙役・胥吏が歇家を經營する場合があったことが明確に述べられている。「棍徒で「飯歇」を營む者は半ば胥吏・衙役で「歇戶」と呼ばれている。……訟師を住まわせ訴訟を教唆・捏造させることで、鄉愚は仲間だと思うようになる。〔飯歇は〕官府と往來できると曰ったりパイプがあると云ったりして、銀錢を騙し取ったり機に乘じて呑噬（私腹を肥や）したりする。控訴（上訴）は已まず幾多の年月にもわたる。〔飯歇・訟師には〕各々目的とする利益があ

り、〔裁判を〕樂しんで引き延ばしている。官事（裁判）が未だ剖判を叨けていないのに、〔鄉愚の〕資囊はすでに空になってしまう。審問に及んでは、又た情節を捏造したり言い張るよう教唆したりするので、問官は殆どどのように剖判したらよいかわからなくなってしまう。……これは訟棍の源を驅逐しようと欲すれば、必ずや先ず歇家の弊害を嚴査すべきことを示すものである。〔そこで〕各州縣に命じて衙役が私かに「飯歇」を營業していないか否かを確實に查べさせ、また「積慣訟棍」については卽ちに嚴拏して分別して懲しめ別の生業に改めさせましょう」[14]。この史料では飯歇（歇家）の主人の半ばが胥吏・衙役であり、それが歇戶と呼ばれていたとする。彼らは訟師とともに官府との繫がりを利用し、訴訟で縣城へとやって來た農民から多額の費用をとり、様々なアドバイスを行って訴訟を有利に進めたり長期化させたりしようとしたらしい。胥吏・衙役が城內で私かに飯歇（歇家）を經營し、不法な訴訟アドバイスを行っていたのは明白であり、官府もそれを認識しながらなかなか有效な手段を講じ得なかったと推測される。

また清・熊賓『三邑治略』卷三、「飭書吏查規費諭帳　天門縣稿」には「照得するに、各縣では案件を結審するのに均な審理の場で甘結を書いて畫押する。しかしこの縣（天門縣）では均な歇家が主となって行い、宿で甘結を書くのはもっての外である。結局この甘結は擔當の經承が代寫したのか、或いは招房・値堂房が整えたのか。……この縣では案件を審理・結審するのにこれまで審理の場で甘結を書かず、原差（擔當差役）が歇家につれていき、そこで書き終えてから縣署內へと持っていく。〔出〕結費は數串もかかり、かかる弊害は一々擧げられぬほどである。往々にして訊問され事實が明らかとなり、審理の場では首をうなだれて言葉も無く心から望んで甘結を出したのに、宿に歸ってから人の教唆を聽きただちに翻って再び訴え出る者がある。原告・被告は縣城に到って審理を待ち様々な禍に遭うこと已に久しいのに、さらに〔出〕結費を出すとはかような多額の銀錢がどこから集めてこられるというのか」[15]とあり、湖北省安陸府天門縣では縣衙門で記すべき結審の甘結が歇家で書かれ、衙役らが高額の出結費を私徵していた事實があり嚴しく糾彈されている。ただし知縣熊賓は出結費等に制限を加えつつ裁判費用の輕減を圖っているが、すべてを不法徵收として禁止するのでなく點

單・錄供・紙筆費は必要經費として認めている。また同書、卷三、「勸諭各房書吏子弟入學堂稿」でも「各房の胥吏らは知悉せよ。……胥吏らは讀書（科擧）がうまく行かず儒を棄てて吏となった。それは生活のためでありいつか再び名聲を得ると期待しているとはいえ、往々にして一人で官府に入り、遂に習氣に染まって自分の利益を圖り弊害を爲し、それを自分の能力と考えるようになる。甚だしい場合暴利を貪ろうとし、歇家を經營して訴訟關係者に代わって謀略を張り巡らす。ある時は惡賢く供述させ、ある時は上級官廳に上控させ、己一人の利益を逞しくし、依頼者の家を傾け破產させ家族全體を不安にさせている」[16]と述べて、胥吏が歇家を經營することの弊害を語っている。

訟師・胥吏・衙役が歇家を經營していた事例は枚擧に遑がない。その他、『福惠全書』の如く生員・監生との關係を指摘する史料もある。『西江政要』卷三十六、嘉慶二年「按察使汪巖禁地方弊端條示」には「一、劣生・惡監が歇家を開き「包訟（包攬詞訟）」するのは民の最大の害である。……甚だしきは專ら歇店を營業し、鄉民で〔縣城に〕赴き訴えようとする者は必ずまず歇家に〔身を〕投じて〔訴訟費用を〕相談・決定せねばならず、〔かくして〕方（はじ）めて〔呈〕狀を提出できた。經承・原差は悉く指揮を仰ぎ、定めた〔呈〕詞の作成、出票（信票・逮捕狀の發行）・發簽（出頭・拘束命令の發行）及び「牌」（出頭命令）の交付、鋪堂（陋規）などの銀錢（費用）は胥吏・差役等と四分六の比率で分けあった。歇家に投じた者は具控すれば必ず受理され、たとえ竊牙雀角の爭いであれ、能く天を驚かせ地を動かす。歇家に投じぬ者は道理が有っても伸ばせず……兩造の「歇家」が滿足すれば和解を勸め、又た和息禮・致謝禮を取る。「包訟」して民に殃いをなすのは蠭賊（ぼう）（惡人）より甚だしい。一たび拿獲すれば必ずや訟棍〔の例〕に照し治罪せよ」とあり、訴訟に關わって違法行爲を行う生員・監生が歇店（歇家）を開業し「包訟」する場合があったこと、訴訟の繼續にせよ、和解（私和）にせよ様々な名目で禮金を貪り、鄉民の被害は計り知れぬこと、胥吏や衙役がその指揮で動いていたこと等が縷々語られている。ここには「訟棍」が捐納で監生身分を手に入れた場合も含まれているかもしれない。

かくして城內・關廂、特に縣衙門前に立地する歇家は地域によって飯店・飯歇・歇店・保歇と名稱を異とし、經營主體

も單なる旅館主から訟師・胥吏・衙役・生員・監生などのカテゴリーに含まれる者まで多種多様であった。歇家の宿泊客は必ずしも都市に出向いてきた訴訟關係者ではなかったが、彼らに對し一般の旅館業務は勿論、本來の業務とは直接的な關係を有さぬ訴訟サービスまで提供していた。その內容は訴訟當事者の財力等に應じて訴狀の作成、訴訟アドバイスから請託・求情にまで及んだ。旅館主自身が訟師の時は勿論、それ以外の場合も縣衙門前歇家の多くが訴訟關係者と訟師・胥吏・衙役との出會い・接觸の場を提供する機能を有していたといってよかろう。訴訟のため縣城に出向いた農民にとって歇家、とりわけ縣衙門前歇家は手頃な〝訟師紹介所〟であったと考えられる。「凡そ訟棍の踪跡は、歇家が周知しないものはない」[17]と稱される所以である。確かに、歇家が唯一のものではなく、丁日昌『撫吳公牘』卷六、「批阜寧縣稟清理積案並察查地方情形」に「聞くに該縣（江蘇省阜寧縣）の大街にある正興字號は外觀は麵館であるが、內には密室二所が有り、一つは衙役の巢窟、一つは訟棍のそれとなっている」と見えるように、旅館たる歇家のほか、城內の飯館や酒肆などもそうした機能を持っていた。これまで檢討してきた諸史料も決して統計的な數値を示すものではなく、官府の側から〝健訟のイメージ〟の中に歇家が位置づけられたにすぎず、筆者の意圖もまたすべての歇家に普遍化しようとするものではない。ただし現在裁判所の周邊に法律事務所などが立ち並ぶ如く、縣衙門前の歇家が「包攬詞訟」「打點衙門」の機能を有するに至ったとしても不思議ではなく、そうした意味において日本の公事宿と類似していたといいうる。

しかし訴訟への必要以上の關與は公認されておらず基本的に嚴禁されていたのであって、右の所行はすべて違法行爲であった。たとえ縣衙門前に立地すれども、歇家は一般の旅館と同じく旅客の接待に從事すべきと考えられ、訴訟關係者のみを對象に特別なサービスを行うことは期待されていなかった。訴訟關係者用に專門化した旅館ではなかったのである。つまり歇家と日本の公事宿とは正確にいえば性格を異としたといえよう。

ところで清末に至ると、訴訟關係者を對象に專門的にサービスを行っていたと推測される「官司飯店」「訟店」の呼稱も出現する。『廬鄉公牘』卷一、「上登州府憲吳諭上控情弊虛實稟」には「卑職（莊綸裔）が訪聞したところ、卑（萊陽）縣

の「著名訟棍」秦堯はかつて懲らしめ管押していたが脱逃し、現在は省垣で「官司飯店」を經營し、故に卑縣の省に訴え出る者は皆な秦堯の店に宿泊するが、それは秦堯が招いたのである」とあり、萊陽縣の「著名訟棍」秦堯が省垣（濟南）で經營していた旅館を「官司飯店」と呼ぶ。これは「著名訟棍」とすでにラベルを貼られた人物が飯店（歇家）を經營する例である。また同書卷二、「王義控高興業案呈批」には「本縣が訪聞したところ、高興業は本もと戲子（やくしゃ）で、〔萊陽縣〕城で「訟店」を開き、婦女を留めて風俗を害し、悪いことで爲さぬ事は無いほどである」と、戲子（役者の蔑稱）が「訟店」を經營した例が紹介されている。「官司飯店」「訟店」は名稱から訴訟關係者に宿泊客を限定するかに見えるが、ここでは取締り對象として登場している。「官司飯店」「訟店」自體が取締り對象なのか、秦堯や高興業の行爲に由來する個別の問題なのか、史料は明確に語らぬが、訴訟の增加によって歇家の性格にも時代的な變化が生じている可能性は十分にある。

二　歇家による身元保證と身柄管理——都市に出向いてきた者を如何に捉えるか——

前章では、縣衙門前歇家が單なる旅館主のみならず訟師・胥吏・衙役によって經營された場合も少なくないこと、訴訟に關わって都市に出向いてきた者を主要な對象に宿泊・食事など本來的なサービスは勿論、訴訟アドバイスまでも提供していたこと、かかる實態からみれば表向きの旅館とは異なり、事實上訟師との接觸の場を準備した〝訟師の隱れ蓑〟〝訟師紹介所〟であった可能性が十分にあること等を指摘した。これに對し官府は歇家に適正な價格での宿泊・食事の提供を求めると同時に、訴訟への關與は好ましからぬ行爲として禁じようとした。

しかし一方で歇家は多數の人々を收容しうる物理的な建築物を有していたため、訴訟に關わって幾つかの役割が期待されていた。それは主に訴訟關係者の身元保證や身柄管理など所謂「宿預」に類するものである。

第一に、訴訟關係者の身元保證人である。かつて夫馬氏が分析した訟師祕本の一つである『法筆驚天雷（法家驚天雷）』

歙保人犯には次の一文がある。「在甫某坊の歙家某、今本縣老爺の御前において、確かに原告・被告・犯人幾名の身元を保證し、縣衙門外で審理まで待機、或いは公廷まで出頭させ、不慮の事故の無いように致します。その犯人についてはよく認知しており、敢えて情理を脱れて僞って保證するようなことは致しません。以上、相違ございません」[18]。これは歙家が官府へ提出する身元保證書の文例である。夫馬氏の訟師祕本一覽に見える『法筆驚天雷』は筆者所藏本も含めて大部分が清刊本だが、內容的には明代の訴訟制度を反映していたという氏の指摘を踏まえれば[19]、かかる歙家による身元保證書の提出は少なくとも明代までには出現していたと考えてよい。また氏は告詞—訴詞—判決形式の訴訟文例はフィクションであるとしたが[20]、この文例は實際の保證書と比較すれば實際に使用されたものであることがわかる。なお身元保證の對象は被告・犯人のみならず原告にまで及んでいる。これは訴訟に關わって都市へ出向いてきた者がすべて官府に所在を知らせ身元を保證してもらう必要があったことを意味しよう。かような身元保證書の實例は『徽州千年契約文書』の中に幾つか見出せる[21]。一つの事例として卷二「隆慶四年（一五七〇）徽州府程欽保結犯人文書」（四五五頁）を擧げて檢討してみたい。

潮水門歙家程欽今當

處實保到休寧縣四都四圖犯人四名金三圖等保管在外聽候不致違悞所保是實

准保

隆慶四年五月　十八日

委保　歙家程欽 押 保

的保　犯人金三圖 押

金富 押

金寄福 押

金馬 押

押保皂隸許應祥

管見のかぎり『徽州千年契約文書』には他に四つの事例が掲載されているが、すべて犯人の身元を保證するものである。ここには「潮水門の歇家程欽は、今確かに休寧縣四都四圖の犯人四名金三圖らの身柄を保證し、縣衙門外で審理に備えて待機させ、不慮の事故の無いように致します。以上、相違ございません」の表現が見え、形式的には『法筆驚天雷』の文例とほぼ一致し、また知縣により「保を准す」の語が書き込まれている。ここで注目したいのは歇家＝旅館主の程欽を「委保」、被保證者たる金三圖ら四名の犯人を「的保」、さらに皂隷（衙役の一種）の許應祥を「押保」と書き分けている點である。被保證者の「的保」の身柄は「押保」の皂隷と「委保」の歇家の二者の手によって請け出されていたことがわかる。「押保」は官府から命ぜられ管理責任を請負うこと、「委保」はその管理責任者から實際の監視・拘束を委ねられることをそれぞれさすものと考えられる。

かかる身元保證のあり方について史料を補って檢討してみよう。『治譜』巻四、詞訟門「上司原告討保差人」は次のように記す。「惟うに撫院（巡撫）・〔按察〕司・道・府の原告は、按院の原告のように〔告狀を〕受理された後ただちに身柄を拘束し〔縣に差し戻し〕問官に送られるのとは異なっている。もし告訴した事情が未だ必ずしも實を盡くしていなかったり、或いはすでに和解を申し出たりした場合に、〔原告の〕多くがこっそりと逃げてしまっても訴えを取り消せないのは最も恨むべきことである。今後もし告狀が提出されてから久しくして人（原告）が來なければ、〔訴えを〕季ごとに取消すべきである。もし受理した後に〔原告が〕本縣に出頭すれば皂隷を用いて「押保」し、依然として「快手」を用いて他の人（訴訟關係者）を呼出すたびに號簿に記載せねばならぬ。上司の事を處理するのに緩めてはならず、又た再び逃亡するのを恐れるから、勢い仕方のないことである。但し「保家」は吳楚（江南・湖廣）では「安保」と呼ぶが、最も惡むべき人が「保家」に方ったならば、家には多くの場合監禁用の刑具が有り、銀を得ようとして意を遂げられねば拷問を加える。官府側の經費は有力・稍力を分けるに過ぎないのに、これら輩の中には家が富裕だとか事件が大事に關わるとか理由を附けて數十金を勒索する者が有るから、告示を出して嚴禁せねばならない」。この記事は訴狀受理の後、訴訟關係者の身柄

を如何にして確保すべきかが問題となっていたことを物語る。そこで原告を含む訴訟關係者が出頭せぬ場合は季ごとに訴え自體を取消すほか、原告が出頭した時には皂隷に「押保」させ、他の關係者は快手に命じて身柄を拘束し帳簿（號簿）に記載させることが確認されている[22]。ここにも皂隷による「押保」が見られるほか、さらに具體的な身柄管理の擔い手として「保家」が登場する。江南・湖廣では「安保」とも呼ばれた「保家」は歇家と考えて誤りないと思われるが、歇家が訴訟關係者の身柄管理に座敷牢のごとき監禁場所と刑具を用いていたことが推測される。さきの實際の身元保證書に見えたように原告・被告から犯罪者まで「宿預」を請け負った歇家にとって、意圖せぬ關係者の逃亡は責任重大だったのであろう。ここに「保家」と訴訟關係者との間に從來何の關係も無かったこと、「保家」における待遇は訴訟關係者の財力次第で極めて苛酷なものとなりえたことが判明する。

さらに同書、卷四、詞訟門「取保發地方之殊」にも「財產・身分のある者は錢を出して「押保」「承保」の人に與えられれば、「保狀（保證書）」はただちに官に提出され訴訟文書に附される。〔さすれば〕その人の〔身柄の〕進退は思いのままである。これは富民だからである。赤貧の民は〔貧窮のため〕「差人」が「押保」してくれず、「安保」が「承保」してくれず、かつまた〔差人・安保が〕脫逃の累が及ぶのを恐れ〔て身元を保證しなかっ〕たならば、ただ身柄を拘束し「地方（ぢかた）」に送るのを求めるだけである。「地方」の家では杻鎖されてあたかも監獄のようであり、親戚があれば食物を供送してもらえるが、親戚が無ければ飢えることになる。これは貧民だからである。「地方」の中にはまま良心のある者があり、人を〔手鎖を施したまま〕外に出し物乞いさせるが、そうさせねば餓えて病にかかり非命に倒れる者が有るのは、甚だ憫むべきである。有司（知縣・知州）はここにおいて切に留意せねばならぬ。然ども富民にもまた苦情が有り、つねづね反って世間體に拘って人の磨索（何度も勒索）を受けるが、何度も嚇詐（恐喝）されるのは堪え難い。又た「差人」があって初めは「押保」して連れ出してくれても、〔保家の〕保狀を提出する時に及んで、又た〔保家が〕誰も承保してくれないことがあるのは、その大半が需索の金額が少ないのを嫌い、次の人から多く取れるのを期待しているからで、ゆえに「地方」に改

發することを欲しているのであってこれを聽してはならない。但し〔差人については〕順番に册籍内の姓名に照らして「押去」させればよい。如し〔地方に〕改發する者が有れば、これも亦た一回の「押保」に數えれば、苛索の奸を減ずることができましょう」とある。ここにも訴訟關係者の身柄をめぐって「押保」「承保」の語が見えるほか、そうした身元保證それ自體が訴訟關係者の財力と關係していたことを記している。すなわち比較的裕福な者であれば簡單に差人（前出の皂隷であろう）の「押保」、安保（保家）の「承保」（委保と同義と考えられる）を受けられ保證書も提出されて、身柄が嚴しく拘束されることなくその行動は自由である。しかし貧民で金錢を支拂えぬうえ逃亡の恐れもあれば、「押保」「承保」ともに得られず、その結果「地方」に身柄を送られる。貧民の身柄を預かった地方の待遇がまさに〝最惡の保家〟と同樣のものであること贅言を要すまい。

これらの記述からすると、皂隷（差人）・歇家（保家、安保）・地方と訴訟關係者の關係はあたかも後者の財力次第であったかのようである。官箴書という史料の性格上、かような事例を記載・誇張することで皂隷、歇家、地方等に對する統制を強化し不法行爲を放置・默認せぬよう地方官に促すねらいがあったと考えられ、これのみをもって歇家を評價すれば訟師と同じく〝惡役〟としての歇家像しか描出しえないことになってしまう。歇家は單なる犯罪者集團の巢窟となり、訴訟で都市に出向いた者にとって賴りとなるどころか、生命にも關わる極めて危險な場所ということになる。かかる評價は歇家を正しく表現したとはいえぬが、また一方でその重要な一面を示しているともいいうる。つまり訴訟關係者が特に官府の指定でなく任意に歇家を選擇できるとすれば、多々ある歇家の中から如何なるレヴェルの歇家を選擇するかは訴訟關係者の財力次第であったということである。當然に右に見たとおり、不幸に非命に倒れる者もあったであろう。しかしそれはむしろ特殊な事例に屬するのであって、大多數の訴訟關係者には『福惠全書』に見えた豪奢な飯館・酒肆のごとき歇家から、「押保」「承保」を受けられず最終的に地方に身柄を強制的に預けられるまで、樣々な選擇肢が存在していたと考えるのが自然であろう。むしろ公廷が在る都市には樣々なレヴェルの財力を有する訴訟關係者を對象として多樣なサービ

スを提供する歇家――地方など歇家以外、後述の如く監獄といった選擇肢も含めて――が準備されていたと考えられる。

勿論、金銭的な満足が得られた、或いはその可能性が有れば、歇家は訴訟關係者のために盡力した。かの馮夢龍が編纂した福建省壽寧縣の地方志である崇禎『壽寧待誌』巻上、獄訟には次のような實例が記されている。「壽寧人には凶悍で普通では考えられぬ行爲に出る者がある。青竹嶺村人の姜廷盛はすごい劍幕でやって來て、弟とともに糧を徵して三望洋地方に至ると劉世童に糧を強奪され弟を砍りつけられたと謂った。「保家」は鑿鑿と「明快に」證言し、傷を驗べたところ刀の創は畏しかった。しばらくして「劉」世童も亦たやって來て、訴えて「姜」廷盛は自から弟を砍って欺こうとしているのですと云った。余は兄に弟を砍る道理は無く、かつ白晝に自から砍ってどうして欺くことができようかと念った。然ども「姜」廷盛は汚くて近づけず、逆に「劉」世童は衣服や履物も普段のようで受け答えも餘裕を持っていて、とてもかつて爭った者には見えず、かつそれぞれ「保家」を連れていた。……余はそこで「姜」廷盛を重撲（不應爲重律で杖刑と）し、「保家」の甘結を取って弟を連れて歸らせ療治させた」。これは青竹嶺村人の姜廷盛が白晝搶奪の罪で劉世童を訴え出た事例と考えられるが、最終的には姜廷盛が別件で劉世童を恨んで陷れようとしていたことが發覺し、逆に姜廷盛の方が不應爲重律を適用され杖刑を科されている。しかしここで注目したいのは原告姜廷盛・被告劉世童がともに伴っている「保家」の存在である。「保家」は單に兩者の身元保證だけでなく、公廷で證言まで行ったり甘結を提出して姜廷盛の弟を請出し傷の治療を受けさせたりしている。當然ながら「保家」が目擊した證人として出廷したわけでなく、身元保證された者（ここでは姜廷盛）の爲人について證言したもの――たとえば姜廷盛は仕事熱心な正直者で決して嘘をつくような人物ではないなど――と推測される。すなわち「保家」は身柄の請出しのみならず、時として證言も含めて原告・被告のために積極的に訴訟に關わったのである。それが官箴書では「包攬詞訟」「打點衙門」と批判され、官府側からすれば歇家はあたかも不法行爲の溫床の一つと見なされがちであったが、原告・被告など訴訟關係者の立場からすれば訴訟に不案內な自分たちを勝訴へと導いてくれる賴りがいのある存在として認識されていたのであろう。かかる點は同じく獄訟の項に

「小民の縣城に在る者は歇保を生業としている。原告・被告の兩造は「保人」を通さねば身柄を拘束できない。「保人」はそれぞれ主人のために自らが訴訟を起こしたかのごとく頑張る。もし和解を願うのであれば、亦た〔兩造〕二人の「保人」のみが事を進めていく。然ども往往にして私和・不正請求などの弊害があるから察せぬわけにはいかない」とあることにも示されている。「保人」は「保家」をさすと考えられ金銭の授受には觸れぬものの、原告・被告それぞれの身元保證人となった「保人」があたかも自らが當事者であるかの如く訴訟に關與した。私和や不正請求などの弊害は存在するが、許容範圍内で有れば訴訟關係者も歇家を利用し、訴訟を有利に進めようと企圖したと思われる。

第二に、病人の身柄の請け出しである。すでに『壽寧待誌』獄訟に見えた姜廷盛の弟のように、本來ならば收監すべき人物の身柄を、官府が病氣や怪我を理由に歇家に預けて治療を受けさせるというものである。

病人請け出しの事例は枚擧に遑がない。丁日昌『撫吳公牘』巻四十の記載では「查するに監禁されている犯罪者で病氣を患い別室監禁（提禁）すべき者があれば、分別して歇家に請け負わせ保證書を取って治療させる」とあり、さらに罪名未定の孫首夫が別室監禁されたまま死亡し、遺體を獄神堂に放置したのは、本來歇家から保證書を取り治療に專念させるべきところを在監のまま病死させたとして、管獄官など關係者の處罰を述べている。[23] また『刑幕要略』斷獄には、賊犯が病氣を患い別室監禁の必要があれば保證書を取って客店で治療させる。鬪毆・人命案件の犯人の場合は許さない。徒罪以下の人犯は保證書を取り客店に出して治療を受けさせるとある。このように身柄を拘束され監獄に在る犯罪者が病氣を患った場合、凶惡犯罪に關わる者を除いて、基本的に別室に隔離監禁した後、狀況次第で歇家（客店）に請け出させ治療させていたことがわかる。

以上の身元保證や病人の請け出しが前章で檢討した訴訟サービスと異なる最も重要な點は、これらが官府側から歇家に期待された役割だったことであろう。明中期以降、里甲制の崩壞に伴って在來の自律的な秩序維持機能が失われると、かつては里老人制の下で調停・處理されてきた在地の様々な紛爭の多くが官府に持ち込まれるようになった。それが「好訟

の風」「健訟の風」として官箴書・文集・地方志の類に書き殘されたこと、具體的物理的問題として訴訟關係者を拘禁する空間の不足を惹起したこと、すでに夫馬、濱島兩氏が指摘したとおりである。[24] かような傾向は清代に至るとますます顯著となっていく。夫馬氏の指摘の如く一縣ですら年間一～二萬枚もの訴狀が提出されたならば、[25] 原告以外に多數の被告・干連（證人）が訴訟に關わって農村から都市へ出向くことを餘儀なくされたに相違なく、假に右のとおりの訴狀が受理されたとすれば、都市住民を除いても數萬人にも及ぶ農村の訴訟關係者が都市へと出向いた可能性がある。縣城からさほど遠くない距離であれば歸宅して呼出しを待てばよかったが、遠ければ裁判に先立って縣城に投宿する必要があったことはいうまでもなく、かつこれほど多くの都市に出向いてきた者を如何に確實に掌握・管理するかは官府側にとって極めて重大な問題であったと考えられる。なぜなら確實に訴訟關係者を掌握・管理できねば、官府側の訴訟システムが順調に機能せず訴訟關係者の呼出しに無駄な時間を費やし訴訟の長期化を招きかねない可能性を內包していたからである。

かつて筆者が論じたように、清代は地域社會の治安維持を基層レヴェルでは里甲制に替わって登場した保甲制に擔わせていた。家屋を單位に編成された保甲制は、有效性・繼續性が疑問視されるものの、萬人を一律に組み込み、移動の自由の制限、不審者の監視と密告など在地の治安に關わる役割が期待されていた。すなわち保甲制は現居住地主義に則りながら家屋を單位に移動する人々を掌握しようとするものであったのである。ただし流動貧困層のような固定した住處がない人々の場合は、家屋を單位に編成するという制度的な特質からこれを苦手とし、棲流所・養濟院・夥房など臨時的な住處を與えて疑似保甲を編成せざるを得なかった。[26]

これら流動貧困層と訴訟關係者との間には一つの重要な共通點が存する。それは兩者がともに農村から都市へと出向いてきたことである。官府側は前者の管理のために假りの住處を與えることで疑似保甲に編成したが、後者の場合にはどうしたか。勿論、彼らは基本的に保甲に編成されていたが、訴訟で都市に出向くことで一時的に在地の保甲から離脫することになった。保甲的な秩序から一時的に離脫した者を如何に掌握・管理するか、保甲制では一般の歇家（旅館）に旅客や

荷物のチェックが義務づけられていたが[27]、訴訟關係者について特に手段は準備されていない。そこで流動貧困層と同様、縣城・城廂、特に縣衙門前歇家に臨時的な宿泊場所を貸し與えて身元保證するよう求めたのであった。ここに歇家は國家權力の治安維持機構の最末端に位置づけられ、訴訟で都市へと出向いてきた者を掌握・管理する任務を委ねられることとなった。歇家の場合、知り合いの紹介の可能性もあるものの、多くが見知らぬ者の身柄を引き受ける點に特徴があり、臨時的で特殊な狀況であったといいうる。

多數の訴訟關係者を十分に掌握・管理できるだけの物理的空間＝家屋と經費及び人材を缺く國家權力からすれば、彼らを管理しうる物理的空間は勿論、移動する人々に宿泊・食事を提供する能力を本來的に備えた歇家の存在は極めて魅力的な存在であったろう。しかし訴訟に關わるとはいえ人々の身體を管理する任務を民間に委ねたことは付與された權限を背景に官府側の期待から逸脱した行爲までをも招くことになる。これを如何に處理すべきか、官府の試行錯誤は續くことになる。次章ではかかる點について史料を擧げながら具體的に檢討してみよう。

三　歇家と管押——收監と保釋のあいだ——

同治年間[28]、江蘇省蘇州府城の元和縣内の張氏宅から出火、その火は隣接する孫筠福の飯歇にまで燃え廣がった。當時この飯歇にはあわせて二六名の人證（訴訟關係者・犯罪者）が管押＝管理・拘束されており、一七名は無事救出されたものの、陸盛・朱裕・慶林の三名は輕度の火傷を負った。殘りの九名のうち朱萬春を含む計四名の燒死體が發見されたが（三名は身元不明）、五名は發見されず逃亡したのではないかと報告された[29]。これは孫筠福という個人の經營する飯歇（歇家）に二六名にも及ぶ訴訟關係者が管押されていた事實を傳えている。燒死した四名の詳細は判明せぬが、監禁されたまま脱出できなかった可能性もある。

同時期には以下の報告も見える。①江蘇省通州如皐縣では押犯と牌示——被管押者の姓名・場所等を記した木牌で縣衙

門内に掛けられたと考えられる――とが一致せぬものが四カ所有った。縣大堂西偏に在る壯班房には一四名の押犯が有り、うち左語福・湯廣太・陸扣三名は「差保」が管押した者で牌示に名が見えず、馮錦剛も牌示に名が無かった。縣署東首の皂班房には押犯八名が有ったが、うち陳長林・沈二常・葛接兒三名は牌示に名が無かった。縣南首の慶和堂客寓内には監生邵廷宣一名が管押されていたが牌示に名が無く、南盛樓官飯店にも浦大和・浦二和・孫守成・施萬源・張子牧・張鴻翔の押犯六名が有ったが全員牌示に名が無く、該店の粉牌――歇家内の木牌であろう――上には各人の姓名と原差の姓名が記されていた。通州でも周姓の飯歇に郭王春一名が管押されていたが牌示に名が無かった。[30] ②揚州府東臺縣でも同様の狀況が二カ所で確認された。一つは蔣席儒が管押されていた大興樓、今一つは女犯張蕭氏・葉夏氏二名が有った官媒潘張氏の家で、ともに牌示に名が無かった。[31] ③同府泰州でも二カ所が報告された。馬快班房内には沈麻子・顧草亭二名、州衙門照牆後方に在る朝西門内の官飯歇内には陳芝燦・鄭遐・趙愷三名がそれぞれ管押されていたが、牌示に名は無かった。一方、同府興化縣の飯歇内にも葛成之・葛宗之二名が有って、葛成之の言ではともに「錢債追繳（借金追徴）」で管押されたという。[32] ①～③の史料に見える管押の場所はⓐ各種衙役の詰所＝「壯班房」「皂班房」「馬快班房」、ⓑ民間人の經營する歇家＝「慶和堂客寓」「周姓飯歇」「大興樓」、ⓒ「官」「縣」の文字を冠する歇家＝「南盛樓官飯店」「官飯歇」「興化縣飯歇」、ⓓその他の「官媒潘張氏家」に分類でき、冒頭の「孫筠福飯歇」はⓑに含まれよう。

まずⓐは民壯・皂隷・馬快が待機した「班房」である。かつて濱島氏や筆者が論じた如く「班」は衙役・差役をさし、州縣衙門内の詰所を「班房」、衙門外のそれを「班館」と稱したようである。この不法に拘禁施設として轉用されていた班房・班館には訴訟關係者のほか、犯罪者（窃盗犯などの輕罪犯）も收禁されていた可能性が高い。[33] 訴訟關係者・犯罪者の身柄を請け負った衙役が本來ならば歇家に委託するところをそのまま詰所に管押したと考えられる。一方、ⓑとⓒはともに本稿でいう歇家に相當する。兩者の違いは、前者が史料から判斷するかぎり民間人の經營する歇家で、官府側と關わりなく訴訟關係者を宿泊させたか、犯罪者の身柄を委託されて管押していたと思われるのに對し、後者は「官」「縣」の文

字を含んだ明らかに官府側との繋がりを推定させる歇家で、官府側が民間人の經營する歇家を「官飯歇」に認定したもの、或いは州縣衙門の建築物の一部を民間人に貸し出すか何らかの方法で經營させたもの、官府自らの手で建設・經營したいわば官營のものなどが想定される。

では⓪官飯歇の史料を補ってみよう。『江蘇省例』臬、同治七年（一八六八）「詞訟人證不准與盜賊同押」には次の記述がある。「照得するに、各州縣で監押されている訴訟關係者・犯罪者についてはすでに章程を定めて通飭し毎月報告させている。被管押者の姓名は粉牌に書き常に掛けさせ隨時登錄・釋放させた。ここに査するに、各地方官は現行の册報牌示章程をもともと様々な方法で實行してきた。然ども本巡撫（丁日昌）が訪聞したかぎり、管押の訴訟關係者を原差に管理させ決して一定の固定した場所が無く、實際に管押されている者と牌上で管押されているはずの者の人數が一致せず、それをチェックしていない場合がある。また詞訟（民事）案件の關係者と逮捕・收監した盜賊とが同一の場所に拘禁され區別の無い場合がある。牌示には四月から現在に至るまで、某日に收押、某日に開除（除名）とあるが、〔管押の〕時間が長すぎ、期限が明確でなく一目見て曖昧な場合がある。亟かにそれぞれ章程を定めて愼重を期さねばならない。今後各州縣の詞訟（民事）案件の中で、情節が比較的輕い訴訟關係者はただちに酌量して保證を取って釋放し濫りに管押すべきでない。必ず管押しなければならぬ者が有れば官飯歇二、三家を設けて管押し、原差が勝手に連れ出し管押したり、官飯歇以外に別に訴訟關係者を管押する施設を設けてはならぬ。さすれば稽査に便利で賄賂をとって釋放したり私押する等の弊害は無くなるだろう。もしもとより押所を設けて原差に引き渡さず、亦た外の飯歇に送っていないならば、これは公事（訴訟）を愼重に期すためであり以前のとおりに行うべきである。……同治七年（一八六八）十一月十四日、通飭する」[34]。本史料は江蘇巡撫丁日昌の手になるものである。丁日昌は蘇松太兵備道、兩淮鹽運使、江蘇布政使、江蘇巡撫、福州船政大臣と江蘇・福建兩省の要職を歷任した人物で、その文章を纏めた『藩吳公牘』十五卷、『撫吳公牘』には江蘇布政使・江蘇巡撫在任中に記した、訴訟・拘禁の弊害に關わる數多くの報告や改革案が收められている。

さて『江蘇省例』所載の文章の前半部分は、牌示上の人數と實態との乖離など、本章の冒頭で分析した『撫吳公牘』の記載と對應した內容となっており、丁日昌が訴訟關係者の管押に伴う種々の弊害を鋭く見抜いていたことを示す。後半部分ではほぼ以下のような內容の具體的な對應策が提示されている。①各州縣の詞訟（民事）案件の關係者は特別の事情がないかぎり保證を取って釋放し、皂隷・衙役などに身柄を引き渡して管押させてはならない。②特に管押の必要があれば官飯歇にすべきである。③官飯歇以外に訴訟關係者を私押するような施設を置いたり民間の歇家に身柄を送致して管押させてはならない。

ここから丁日昌の改革案の骨子を整理すると、まず①で民事案件の關係者は保證を取って釋放するという基本方針を示している。官府側による民事案件の關係者の身柄管理を廢止することで訴訟の爆發的な增加に對應しようとしたのではないかと思われる。その背景には③で言及されているように班房・班館は勿論、民間の歇家にも問題ありとし、②の如くどうしても必要な關係者のみ官飯歇への管押を許すというものであった。

さらに民國『南匯縣續志』を繙くと「舊時自新所・省悟所は左右に分れて列び、共に典史署の西側に在った。又た東待質所が有って俗に東飯歇と呼ばれ、亦たここ（典史署の西側）に設けられていた。今では皆な看守所に合併された〈別に西待質所が有って俗に西飯歇と呼ばれた。現在は班房・茶館の一部分となっている〉[35]」とあって、江蘇省松江府南匯縣では自新所・省悟所――輕微な窃盜罪を犯した既決囚のうち、身柄の引き受け手の無い者を所內に拘禁しつつ勞働せしめる施設と考えられる[36]――のほか、東待質所・西待質所が有り、それぞれ東飯歇・西飯歇とも稱されていたことがわかる。淸・余治『得一錄』卷十六にも「羈所は又た班房とも保歇ともいう。本もと官辦で舊章程が有るが、惟うに日久しくして弊害が生じ、動もすれば生命に關わる。當事者は見なれ聞きなれて意にも介さない。その中に冤罪を含むことを知らぬのである。不滿を抱いたまま死ぬ者は多い。もしかかる人の立場に立てば一刻として安んじ難く、少し考えれば多くの人の生命が助かる[37]」とみえ、班房が羈所・保歇と名稱を變更されたこと、しかし改革も空しく再び無辜の者を管押して死に至

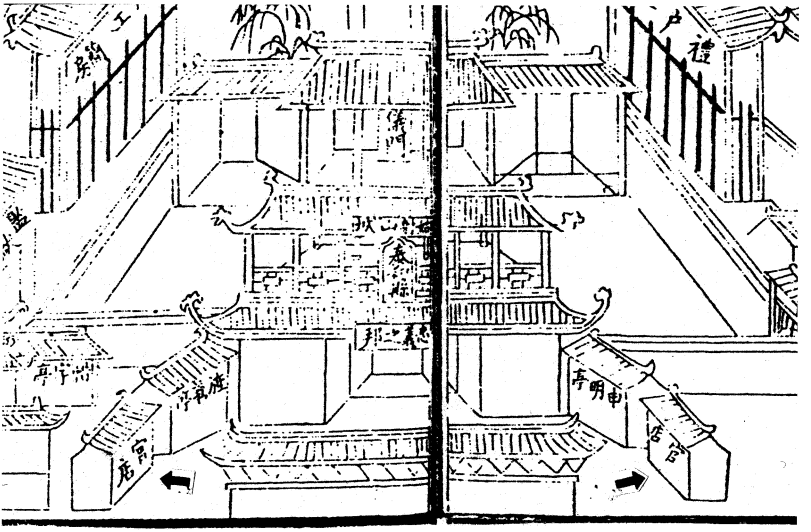

圖 1　道光『泰和縣志』卷首，繪圖（→が官店）

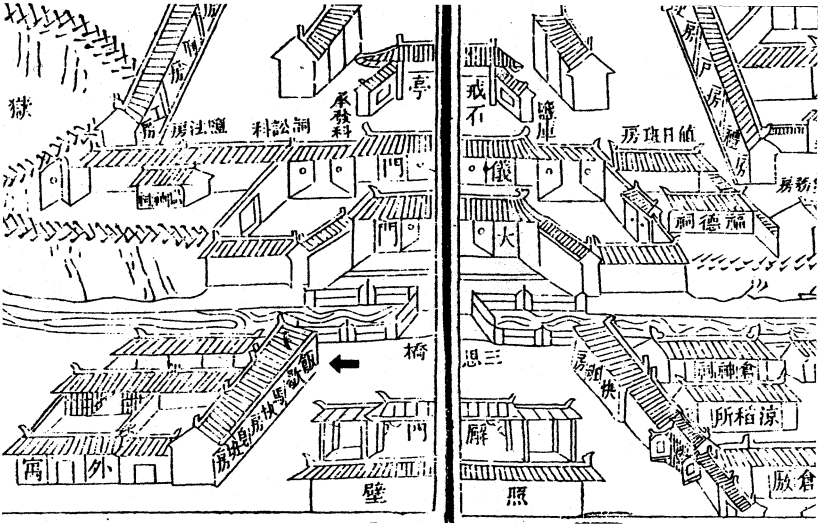

圖 2　光緒『泰興縣志』卷首，縣署圖（→が飯歇）

らしめる弊害を惹起するようになっていたことが判明する。史料中の東飯歇・西飯歇・保歇などの施設は官府側の施設であり民間人の經營するものではないようである。これらは待質所・羈所とも呼ばれたが、中でも待質所――待質とは審理中で判決を受けていないことをさす――は候質所・候審所などとも稱され「詞訟（民事）案件が民に及ぼす害惡が最も甚だしく、各案件の原告、關連する證人及び戶婚田土案で罪とは關係ない訴訟關係者が無辜にして累を受けるのはさらに憐れむべきである[38]」ことに對應し、かかる訴訟關係者の管押のために清末光緒年間に至って登場したものであった。少なくとも官飯歇を前身とする待質所はⓐ衙役による各種班房・班館への拘禁と勒索・凌虐、ⓑ民間の歇家と衙役・胥吏の結託による訴訟の長期化と經費の水增しなどの弊害を未然に防止する目的を有したのであり、班房・歇家に委ねていた訴訟關係者の管押を廢止し、官府自らが直接管理しようとしたと推測される。

では官飯歇それ自體は實際にどのような施設だったか。これを明らかにするには史料があまりに少ない。ここでは僅かな史料から推測してみたいと思う。**圖1**は道光『泰和縣志』（江西省吉安府）卷首の繪圖である。縣衙門大門前、照壁內側の左右に申明亭、旌義亭と並んで「官店」が設けられている。この「官店」について縣志は何の說明も加えていないが「官飯店（官歇店）」に類するものではなかろうか。また**圖2**は光緒『泰興縣志』（江蘇省揚州府）卷首、縣署圖である。同じく縣衙門大門前、照壁內側左列に皂班房、馬快房と並んで「飯歇」の文字が見えている。これは本章冒頭で檢討した揚州府下の諸縣の事例と極めて酷似しており、**圖2**は圖像でもそれが確認されたことを意味しよう。左に見える「外寓」も類似の施設の可能性がある。

ただしここで素朴な疑問が生じてくる。縣衙門內に在りかつ皂班房、馬快房などと隣接するならば、結局他の班房と變わりなく皂隷や衙役が出入りする詰所に過ぎないのではないかと。かかる疑問に明確に答える史料は見出しえていないが、丁日昌『撫吳公牘』卷三十八、「札飭將薛擧之通案人證提集訊辦由」の內容は若干ながら手がかりを與えてくれる。すなわち薛擧・薛建霞父子が訟師殷尙渤に敎唆され蘇州に赴いて投案した際、「薛擧は吳縣〔の縣監〕に收押・看管され、薛建

霞は官飯歇の朱錫圭に身柄を交して收管され審理を待つこととなった」とあり、息子の薛建霞が官飯歇に管押されている。そこで注目すべきは「官飯歇の朱錫圭」と記されていることである。これを如何に解釋すべきか。史料は詳細を語らぬが、官飯歇の經營主と考えるのが自然ではなかろうか。もし皂隷や衙役なら本名を書くことはなく、單に「官飯歇の皂隷（ないし衙役）」と記すはずである。わざわざ「官飯歇の朱錫圭」と個人名をあげるからには官飯歇の經營主が朱錫圭であったと考えられる。ここから敷衍していえば、官飯歇は衙門の入口に設けられた班房の一部を民間の個人に委ねて飯歇＝歇家を經營させたのではなかろうか。さすれば官府側の管理・統制も十分に可能であり、かつ皂隷・衙役・胥吏などの直接的な關與を防ぐことができる。現在のところ、史料上の制約が大きいからこのように推定するに留めたい。

このように歇家をめぐる様々な施策を檢討してくると、當時の司法官にとって訴訟關係者の管押が重要な問題となっていることがわかる。そもそも管押は訴訟制度や大清律例ではどのように位置づけられていただろうか。かかる問題は當時の司法官の間でも議論の對象となっていたらしい。たとえば汪輝祖は『學治說贅』の中で「管押の名稱は律に著されていないが已むを得ず用いている。隨時管押し隨時〔管押簿に〕記すのは、概ね賊盜の待質（審理中で判決を受けていない）の者が最も多い。審理が終了すれば〔罪の〕重い者は監禁し、輕い者は保證を取って釋放し、無罪の者は釋放しただちに〔管押簿から〕削除する。人命案件の牽連（干連）は卽時に詰問し保證を取〔って保釋す〕る。もしすぐに結審できぬ者は、四、五日以內に必ず結審しなければならない。詞訟（民事）案件ならば、當然に保證を取って再尋問を俟たせるべきで、差役に命じて管押させるのはよくない。政による民への累のうち管押以上のものは無い。かつ關わる事柄が甚だ重大であり、たとえば賊盜を管押すれば捕役が窃盜をさせたり、殺人犯を管押すれば累を懼れて自殺することになり、詞訟（民事）案件に至っては管押すれば様々な名目に借りて騙し強請って弊害が百出する。かつては班房が有り、夜間に官（典史）が親から見回って〔衙役が〕賄賂をもらい解き放つのを防いだ。數年前、班房の名目は禁革され、原差に引き渡して私家に管押させるようになったのでさらに稽察が難しくなり、公所に管押する方がましであった。〔衙〕役の貪欲で狡猾な者は人

命案件であれ詞訟（民事）案件であれ、及び正眞正銘の盗賊で無くとも、〔管押を命ずる〕「諭」に藉りて管押し恣に勒索する。いつも不潔で堪えられぬ場所に繋ぎ、暑い時はむしむしと暑苦しく臭いが立ちこめ、寒い時は凍えて飢えることになるため、保釋されて病死する者に至っては少なくない。故に已むを得ぬ場合でなければ、斷じて管押すべきではない。管押したならば官自らが親査すべきである。……この〔管押〕簿を設けなければ〔管押していることを〕忘れる場合がある。〔管押簿を設けても査べなければ〕勢い長い年月をへて忘れることがあり、民は大害を受けることになる」[39]と述べている。すなわち管押それ自體が律には記載されておらず、やむを得ぬ場合に用いられる臨時的な方法であった。しかしその「やむを得ぬ場合」というのが極めて曖昧であり、本來的には「待質」の賊盗を對象に適應されるはずのものであったが、實際には詞訟（民事）案件の關係者にまで用いられていた。管押の場所も最初は班房であったが、これが禁革されると差役の私家に管押されるようになり弊害が甚だしくなったという。汪輝祖は基本的に管押してはならず、やむを得ず管押するならば管押簿に正確に記載し、衙役らに任せることなく官自らがしっかり管理すべきことを述べるが、現實として管押を用いざるを得ず、管押をめぐる狀況は極めて複雜であった。

また『西江政要』巻十、「議詳禁革班房」には以下のように記されている。「本（江西）按察使佛德が査べえた事例によれば、すべての內外大小の問刑衙門には監獄が設置されているが、重罪犯の監禁を除けば、その他の「干連」（證人）やすべての輕罪犯は、ただちに地保に命じて保證を取り審理を候たせる。もし不肖の官員の中に擅に倉・舖・所・店等の名色を設けて、輕罪犯を私かに監禁したり、監禁したまま斃れる者が有れば、ただちに彈劾し律に照して擬律斷罪する等の語があった。このようにすべての訴訟關係者はもともと隨時出頭して隨時審理すべきで、重罪犯は〔監獄に〕收禁し、輕罪犯は保證を取〔って釋放す〕べきこと、定例に昭らかである。もし別に倉・舖・所・店の名色を設けたり、各役の班房に私押したりすれば、奸書・蠹役がそこで恐喝したり、強請り拷問を加えたりするのは、勢い必ずや有ることである。該知府は稟請して班房に管押するのを嚴禁せねばならない。これも亦た惡事弊害を防ぐためである。惟だ訴訟當事者の情・

罪が本より重大であるが、訊問しても承認（自らの犯行を認める）の供述が無い場合、證人がいると供述すれば呼出し訊問すべき場合、別に贓據（盜品の隱し場所）が有れば調査せねばならずさらに時間を要する場合、異籍（他州縣に本籍がある）の訴訟關係者で、本地（本縣）に全く親屬が無ければ、この時拘束された者を囹圄（監獄）に混入し濫禁の誤りを犯すのはよろしくないし、又た率ね保證を取って、管理を疎かにして放ってしまう虞いがあるのもよろしくない。もし飯歇に引き渡して〔衙〕役に看守させたならば、奸蠹は肆に恐喝でき、私家・班房に管押するのと何の違いがあろうか。特だに〔弊害を〕防ぎ難いだけでなく〔制度も〕有名無實となってしまう。査べえたところでは、江蘇の各州縣は咸な各々捐資（寄附）して、衙署附近或いは頭門・二門の內の空き地で官府の出入りに必ず通過する所に、房屋一二間を建て、周圍を柵欄で圍んで人房と名づけている[40]」。また覺羅烏爾通阿『居官日省錄』は『學治說贅』の記述を引用しつつ、さらに以下の次のように續ける。「差役が班館を私設し、無辜の者を羈押（繫ぎ止め拘禁）するようになって久しい。禁令は甚だ嚴しく各州縣はこの弊害を悉く除いた。然ども條例に〔收禁せねばならぬのに〕收禁しなかったという罪が有る。又た關係者をさらに訊問せねばならぬ案件が有る。詳細に訊問して指示を候っている案件も有る。かかる人々は保證を取〔って保釋す〕るわけにはいかず、各班の皂隸・衙役に命じてそれぞれ管理させた。これも亦た案件を愼重にし、その中に簡便な方法をとることであって、差役の喚出しや票の發行による逮捕によって又た問題を惹起するのを免れるのである。たとえば舊時の倉房の法では、暫く數日間繫ぐに過ぎなかった。然ども事は差役に關わることであり、弊害が生ずることになった。官府側はすべてを調べられないので、私かに管押の場所を設けて、或いは歇店に名を借りて、訴訟關係者をまず私かに羈押し、様々な方法で脅し強請り、欲しいままに凌虐を加えた。一日でも彼らの欲望を滿たさねば、到着の屆け出を行わず案件は宙に浮いたまま結審できず、平民にわざわいをもらたす。甚だしい場合には、脅して意を遂げられねば人命案件にまで至り、わざわいは知縣にも及ぶなど、様々な弊害が起こって指を折って數えられぬほどになる。故に班房を設ける場合、衙門の頭門・二門內の知縣が出入りに通過する場所にすべきである。さすればただ稽査に便利なだけでなく、亦た管

理を疎かにして放ってしまう虞いも無く、知縣自らが不時に赴いて凌虐などの弊害の有無を調べられる」[41]。

『西江政要』の記事は引用部分の後に「乾隆三十五年（一七七〇）正月二十七日」と見えるから、それ以前の事に言及したと判斷してよい。前半部分は康熙末年の周清原の上奏によるもので、重罪犯は收監、輕罪犯は保證を取って保釋というのが基本方針であり、倉・舖・所・店など所謂「舖倉」の設置を嚴禁した[42]。班房とて然りである。しかし後半部分の指摘の如く現實には様々な理由から審理に時間がかかり、訴訟關係者の管押が必要であった。かかる訴訟關係者をどうすべきか。監獄に收監すれば犯罪者と同じ扱いとなり、衞生面や雜居房などに問題を殘したし、保證を取って釋放すれば逃亡する可能性もある。民間の歇家に身柄を預けたとしても皂隷・衙役・胥吏などと結託して様々に勒索する。つまり當時の司法官の認識としては、衙門內の舖倉・班房であれ、衙門外の歇家（飯歇）・班館であれ、たとえ管押簿などの制度が整備されても、現實にはそれを動かす皂隷・衙役・胥吏によって內面から掘り崩され有名無實化してしまっているという考えが一般的であり、管押問題は皂隷・衙役・胥吏の問題として認識されていた。咸豐年間の『居官日省錄』もほぼ同様であり、裁判を進めるにあたっては管押せざるを得ぬ場合があり、皂隷・衙役の果たす役割に一定の理解を示しつつも管押問題の根源を皂隷・衙役・胥吏に求め、その惡影響を如何に排除するかが關鍵と見なされている點では變わりないといえよう。

そして兩者ともに管押問題を解決する方法として衙門の頭門・二門內の、知縣・知州など官による直接的なチェックが可能な場所に新たな施設――前者では柵欄、後者では人房と呼ぶ――を設けるよう提案する。これらは設置場所からしても機能からしても、まさに先に檢討した官飯歇ないし待質所として實現したと考えられる。しかしそもそも班房と隣接していたため皂隷らの關與は完全には排除できず、勒索・凌虐など弊害が絕えず報告され、光緒年間には早くも各地で撤廢を求める動きが見られる[43]。明淸時代の中國においてこの管押問題は最後まで根本的な決着を見ることができぬまま民國期を迎えることになるのである。

四　結　語

最後に、本稿で檢討した內容について推定を加えつつ整理しておきたい。第一に、原告・被告など訴訟關係者は歇家を通じて訟師にたどりつく場合が少なくなかったと考えられる。歇家はしばしば訟師・胥吏・衙役等によって經營され、あたかも〝訟師紹介所〟の如き役割を擔っていた。如何にして歇家にたどりついたかについては史料上の制約から殘念ながら十分な檢討はできなかったが、特に官府側から指定されることなく、自らの財力を考慮に入れながら判斷し適當な歇家を選んだと推定される。第二に、訴訟關係者を都市・關廂、特に縣衙門前で待ち受ける歇家には豪奢な酒肆・飯館から普通の旅館まで様々なランクが存在したと考えられる。最終的にいずれのレヴェルの歇家の身元保證を受けうるかは當人の財力による部分が大きかった。經費が十分に準備できぬ貧困層は最惡の場合、地方に管押されたり監獄に拘禁されることもあった。第三に、「健訟の風」と呼ばれる訴訟の劇的な增加に伴って多數の訴訟關係者が都市に出向いてくるようになると、國家權力にとって彼らを如何に捉えるかが重要な問題となり、保甲制的に身柄をホテルである歇家に縛りつけることで掌握・管理しようとした。しかし保甲制的ではありながら一次性・臨時性という特殊な狀況に特徵があった。第四に、明淸時代の司法官は訴訟關係者の管押に伴う様々な弊害を、皂隷・胥吏・衙役の不法行爲の問題として認識し、どこに管押すべきかの小手先の方法のみが問われ、實際にかかる問題の根源にある、皂隷らの仕事に對する報酬の不十分さという根本的な缺陷を改善するという方向に進むことはなかった(44)。またマクロな視點から觀察した時、淸中期以降、中國では人口爆發を經驗したが、司法機關をも兼ねる行政最末端の州縣は增置されず、人口爆發による訴訟案件の增加に對し手が打たれることはなかった。つまり增加し續ける訴訟關係者の人數は州縣の許容範圍をすでに越えており、様々な弊害を認識しながらも現實には歇家に頼らざるを得ないのが事實であったと考えられる。

【参考文献一覧】

太田　出二〇〇二「「自新所」の誕生――清中期江南デルタの拘禁施設と地域秩序――」『史學雜誌』一一一―四

唐澤靖彦一九九八「清代における訴狀とその作成者」『中國――社會と文化』一三

岸本美緒二〇〇二「歇家」『歷史學事典9　法と秩序』弘文堂

仝　二〇〇五「明代の社會集團と「賤」の觀念」井上徹・塚田孝編『東アジア近世都市における社會的結合』清文堂、所收

金　弘吉一九九二「清代前期の罷市試論――その概觀と事例考察――」『待兼山論叢』二六、史學篇

伍　躍二〇〇〇『明清時代の徭役制度と地方行政』大阪經濟法科大學出版部

滋賀秀三一九八七「淡新檔案の初步的知識――訴訟案件に現れる文書の類型」『東洋法史の探究――島田正郎博士頌壽記念論集』汲古書院、所收

高橋芳郎一九九一「務限の法と茶食人――宋代裁判制度研究（一）――」『史朋』二四

瀧川政次郎一九八四『公事師・公事宿の研究』赤坂書院

谷口規矩雄二〇〇三「明代の歇家について」『明代史研究會創立三十五年記念論集』汲古書院、所收

中島樂章二〇〇五「村の識字文化――民衆文化とエリート文化のあいだ――」『歷史評論』六六三

西村元照一九七六「清初の包攬――私徵體制の確立、解禁から請負徵稅制へ――」『東洋史研究』三五―三

濱島敦俊一九八二『明代江南農村社會の研究』東京大學出版會

仝　一九八三「明清時代、中國の地方監獄――初步的考察――」『法制史研究』三三

仝　一九八四「明末東南沿海諸省の牢獄」西嶋定生博士還曆記念論叢編集委員會編『東アジア史における國家と農民』山川出版社、所收

夫馬　進一九九三「明清時代の訟師と訴訟制度」梅原郁編『中國近世の法制と社會』京都大學人文科學研究所、所收

仝　一九九四「訟師祕本『蕭曹遺筆』の出現」『史林』七七―二

ブラッドリー・W・リード一九九八「清朝後期四川における收稅、催稅、租稅代納――巴縣檔案に見る衙役の活動――」『中國――社會と文化』一三

山本英史一九七七「清初における包攬の展開」『東洋學報』五九―一・二

仝　二〇〇六「健訟の認識と實態――清初の江西吉安府の場合――」大島立子編『宋―清代の法と地域社會』財團法人東洋文庫、所收

渡邊紘良一九八四「宋代潭州湘潭縣の黎氏をめぐって――外邑における新興階層の聽訟――」『東洋學報』六五―一・二
趙　曉華二〇〇一『晩清訟獄制度的社會考察』中國人民大學出版社
聞　鈞天一九三五『中國保甲制度』商務印書館
Mark A. Allee (1994): *Law and Local Society in Late Imperial China, Northern Taiwan in the Nineteenth Century*. Stanford University Press, Stanford, California
Melissa A. Macauley (1998). *Social Power and Legal Culture: Litigation Masters in Late Imperial China*. Stanford University Press, Stanford, California

註

（1）Allee［一九九四、趙二〇〇一］を參照。

（2）明清時代の訴訟制度における原告と被告の取扱いは基本的に同等であったと考えられるが、地域によっては原告となることが重要であるとされた。清・徐棟輯『牧令書』巻二十、戢暴、姚瑩「覆方本府求言札子」によれば、福建省漳州府の風俗では原告となることが重んぜられ、原告となれば衙役も捕縛しようとはせず、逆に原告となれなかった者は縣の審理に赴かず越控したという。原告による裁判の引き延ばしに抵抗するのがその一因であった。原告が判決に滿足して訴訟を打ちきるか否かが裁判の期間の長短を左右したからであろう。

（3）官代書とは地方官府の試驗を受け訴狀代作の資格を得た者をさす。唐澤一九九八、三〇九～三一一頁を參照。

（4）趙二〇〇一、一二一頁。

（5）紙幅の制約から、史料は出典のみを記し原文を省略すること豫め斷っておく。

（6）臨時臺灣舊慣調査會編『清國行政法』第五巻、第三編第三章訴訟手續に『福惠全書』巻二十を引きながら「此ニ訪犯ト云フハ以上ノ手續ニ依ラズシテ、裁判所ガ犯罪ヲ覺知シタル場合ヲ總稱ス。或ハ上級裁判所ニ於テ先ヅ犯罪ヲ覺知シ、當該下級裁判所ヲシテ搜査逮捕セシムルコトアリ。或ハ當該裁判所ニ於テ覺知シ上級裁判所ニ於テ覺知シ、上級裁判所ノ指揮ヲ待タズシテ自ラ搜査逮捕ヲ行フコトアリ。倶ニ之ヲ訪犯ト謂フ」（一〇八頁、句讀點、濁點は引用者による）とある。右の方法で逮捕された者を訪犯、かかる方法それ自體は訪聞と呼ばれた。

（7）岸本二〇〇五、一八頁は「明末以降の江南の鄉紳の奴僕は（中略）その多くが、城居する鄉紳の隨從として盛容を示し、紀綱の僕として經營に參與し、官紳の交際において取り次ぎをするなど、都市社會における鄉紳の威勢を誇示しつつ人々の注目を浴びていたことに留意すべきである」と指摘している。

（8）『福惠全書』は黄六鴻の山東省郯城縣・直隷東光縣での知縣時代の經驗に基づいて著されたものであるから、いずれかの縣で實際に目撃したのであろう。

（9）『西江視臬紀事』（乾隆八年序刊本）巻四、條教、諭告狀人勿聽訟棍哄騙（東文研藏）。

（10）たとえば『廬郷公牘』巻一、「上登州府憲吳諭上控情弊虛實稟」に「また于雲卿の父于紹南は訟棍であったが捐納して監生の身分を手に入れ、夏崙呈の訴えた訴訟案件の中の孫秀は訟棍でありながら捐納して職銜を手に入れ、均なそれを護符と爲し郷里に横行している」とあるとおり、「訟棍」自身が捐納によって監生身分・職銜を得ていた事例を確認できる。

（11）瀧川一九八四、一〇九～一一六頁を參照。

（12）明・佘健吾『治譜』巻四、詞訟門、衙役不許作保。

（13）『福惠全書』巻六、錢穀部、革保歇圖差。

（14）『西江政要』巻十、「毋許歇訟包詞代書用戳額定錢文」。

（15）清・熊賓『三邑治略』（光緒三十一年刊本）巻三、「飭書吏查規費諭帳　天門縣稿」（中國國家圖書館藏）。

（16）『三邑治略』巻三、「勸諭各房書吏子弟入學堂稿」（天門縣のものと考えられるが明記されていない）。

（17）清・張經田『勵治撮要』嚴拏訟棍。

（18）『法筆驚天雷（法家驚天雷）』歇保人犯（筆者藏）。

（19）夫馬一九九四、二七～二八頁を參照。

（20）夫馬一九九四、三三頁を參照。

（21）臺灣の淡新檔案の中にも幾つかの身元保證書が殘されており、それらは舖戶が提出したものである。清代臺灣では舖戶が歇家と同様の役割を果たしたのであろう。

（22）『治譜』巻四、詞訟門では、さらに訴訟關係者の身柄確保について原告自らが被告を拘束し、來なければ改めて干連、本里里長等を用いて呼出し、快手などを派遣すべきでないとも記す。伍二〇〇〇、八七頁を參照。

（23）丁日昌『撫吳公牘』巻四十、「海州詳孫首夫提禁患病一案驗訊由」。

（24）夫馬一九九四、四四〇～四四四頁、濱島一九八三、一九八四を參照。司法官の「健訟」認識については山本二〇〇六、宋代の「健訟」については同論文の註（2）が參考になる。

（25）夫馬一九九三、四四一頁を參照。

（26）太田二〇〇二、一七～二七頁を參照。

（27）たとえば聞一九三五、三三五～三三六頁を參照。

（28）丁日昌『撫吳公牘』所收の各文には殘念ながら年月日の記載がない。ただし丁日昌の江蘇巡撫在任中の同治六年（一八六七）十二月～九年（一八七〇）閏十月の閒のものであるのは閒違いない。

（29）丁日昌『撫吳公牘』巻四十三、「批長洲縣詳元和犯證朱萬春等被火焚斃驗訊由」。

（30）丁日昌『撫吳公牘』巻三十四、「札飭密查如皐縣監押各犯與牌示不符」。

（31）丁日昌『撫吳公牘』巻三十四、「飭查東臺縣監押犯人與牌不符」。

（32）丁日昌『撫吳公牘』巻三十四、「泰州興化監押各犯牌示無名飭查」。
（33）濱島一九八三、一一～一二頁、太田二〇〇二、一三～一四頁を參照。
（34）『江蘇省例』臬、同治七年「詞訟人證不准與盜賊同押」（東文研藏）。
（35）民國『南匯縣續志』巻三、建置志、禁獄、自新所。
（36）太田二〇〇二、三～一〇頁を參照。
（37）清・余治『得一錄』巻十六、羈所改作章程。
（38）葛士濬『皇朝經世文續編』巻八十七、刑政四、畢道遠「建設候質公所擬請按提經費疏」（光緒八年）。
（39）汪輝祖『學治說贅』簿記十則、查管押簿。
（40）『西江政要』巻十、「議詳禁革班房」。
（41）覺羅烏爾通阿『居官日省錄』（咸豐二年刊本）巻四、察班房。
（42）濱島一九八二、五六三～五六四頁を參照。
（43）たとえば王延熙・王樹敏『皇清道咸同光奏議』巻五十八、刑政類、治賦、松溎「覆奏楊福臻奏請裁除待質公所疏」、陳忠倚『皇朝經世文三編』巻五十九、刑政一、「書楊侍御奏請裁撤待質公所摺後」など參照。
（44）かかる點についてはブラッドリー・W・リード一九九八、二八三頁でも同様の指摘がなされている。

the work are found here. It also contains previously unknown source materials on the legal system from the age of Qubilai, the founder of the Daiön yeke Mongol ulus. This work will provide important clues to solve the question of how the *Shilin guangji* was edited and added to over time. The article introduces the broad outlines of the work and indicates the various remaining issues, such what was the knowledge of bureaucrats and aspiring candidates for the official examinations in the Jian'an region and how it was actually put into practice. It, furthermore, considers how studies of China originating in Japan should be conducted.

A CONSIDERATION OF THE *XIEJIA* DURING THE MING AND QING DYNASTIES, WITH A PARTICULAR FOCUS ON THEIR RELATIONSHIP TO LAWSUITS

ÔTA Izuru

This article is a preliminary examination of the of *xiejia* 歇家, a term that refers both to inns and their proprietors and that often appear in written sources of the Ming and Qing periods, chiefly in regard to lawsuits involving them. The results of this examination can be summarized in the following fashion. First, plaintiffs and defendants in the lawsuits frequently found pettifoggers (legal fixers) 訟師 via the inns. Inns were often run by such pettifoggers, county clerks 胥吏, and county runners 衙役, and thus they functioned as if they were "introduction service centers for the pettifoggers." Although it has not been possible to examine how they came across the inns due to the limitations of the sources, it can be surmised that an appropriate inn was chosen based on consideration of personal finances and without any particular direction from government officials. Second, it is thought that among the inns that sheltered those involved in the lawsuits, there were inns of various ranks, from the luxurious to those of ordinary quality. Ultimately, whatever establishment was chosen to safeguard the lodger's person, the choice was made in large measure on the basis of the lodger's financial capacity. In the worst cases, when the poor could not muster sufficient funds, they were on occasion detained by rural agents and jailed. Third, with the dramatic increase in the number of lawsuits, large numbers of those involved in the cases headed into the cities, and just how the state authorities should deal with them became an important issue. The authorities attempted to manage the problem by binding visitors to the inns using the local neighbor organizations. However, the character of

this policy was that of temporary or emergency measure. Fourth, during the Ming and Qing periods, court officials recognized the harm that was caused by the illegal actions of county clerks and runners that accompanied the detention of those involved in the lawsuits and they resorted to makeshift methods to hold them somewhere. This, however, made no progress toward ameliorating the fundamental flaw that was the insufficient compensation for their service, which was in reality the basic problem. Furthermore, the situations should be viewed in the larger context of the population explosion from the mid-Qing onward. There was, however, no increase in the number of government offices at the lowest-level, which also functioned as courts, in the localities, and thus there was no attempt to respond to the increase in lawsuits that accompanied the population explosion. In short, the increasing numbers of people involved in lawsuits had already surpassed the capacity of the local authorities, and it appears that the reality was that they had to rely on the inns even though they were aware of the various negative effects of doing so.

NATIONALISM AND FLAGS OF CONVENIENCE: JAPANESE SHIPPING IN NORTH CHINA IN THE MID-1930S

LIU Sufen

The Japanese government had long subsidized coastal shipping lines to ensure regular and efficient service. The government subsidies designated the line as well as the number and the type of ships. After the Sino-Japanese War, a liner strategy was shaped by the Navigation Encouragement Law and the Ocean Lines Subsidy Law to concentrate on overseas lines and near-seas services, but led to the coastal retrenchment in many local services and feeder lines. What happened to the unqualified ships during the recession in 1930s is the topic of this paper.

Famous shipping companies, like Nippon Yusen Kaisha as well as Osaka Shosen Kaisha and Toyo Kisen Kaisha, operated trunk lines which were in the national interest with expanding empire. Other smaller firms operated tramps and charters on unscheduled routes freeing themselves from the government controls that accompanied the subsidies. They might have been able to exploit their opportunities more effectively against the competition on the shipping market with British companies in East Asia.

The Japanese government tended to form “exclusive spheres” based on the